

外国人技能実習適正実施マニュアル正誤表（2025 年 3 月）

< 1 ページ目 >

修正内容：2 号への移行等に当たって受検・合格すべき試験として「技能実習評価試験」を実施する場合もあるため、これを追記しました。

修正後	修正前
技能検定試験基礎級又は技能実習評価試験(初級)の受検 1年目 技能実習1号 技能検定試験3級又は技能実習評価試験(専門級)の受検 2年目 技能実習2号 技能検定試験2級又は技能実習評価試験(上級)の受検 3年目 技能実習3号	基礎級 (実技試験及び 学科試験の受検 が必須) 1年目 技能実習1号 3級 (実技試験の 受検が必須) 2年目 技能実習2号 2級 (実技試験の 受検が必須) 3年目 技能実習3号

< 本文 6 ページ目 >

修正内容：労働時間の状況の把握義務の根拠条文番号に誤りがあったため修正しました。

修正後
9) 労働時間の適正な把握 ① 労働時間の<u>状況</u>の把握義務（労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3） 事業者には労働者の労働時間の状況の把握と記録をすることが義務付けられています。
修正前
9) 労働時間の適正な把握 ① 労働時間の把握義務（労働安全衛生法第 66 条） 事業者には労働者の労働時間の状況の把握と記録をすることが義務付けられています。

<本文 31 ページ目>

修正内容：時間外労働の上限に関して、労働基準法上は適用除外となる農業に関しても、技能実習生には当該規定が準用されるため、記載を修正しました。

※漁業は適用除外ですが、監理団体（漁業協同組合）と労働組合の協議が必要です。

修正後
※時間外労働等について (中略) 時間外労働の上限については、 <u>労働基準法上、変形労働時間制を採用していない場合は、</u> 月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む。）、複数月平均 80 時間（休日労働含む。）を限度 <u>とする必要があります、</u> 技能実習生も対象となることに注意してください。
修正前
※時間外労働等について (中略) 時間外労働の上限については、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む。）、複数月平均 80 時間（休日労働含む。）を限度 <u>とする制度が導入されています。</u> 技能実習生も対象となることに注意してください。 <u>(適用猶予・除外の事業・業務があります。)</u> 。

<本文 32 ページ目>

修正内容：技能実習責任者は技能実習を行わせる事業所に所属していない者から選任することも可能であることを補足しました。

修正後
1) 技能実習責任者の選任 実習実施者は、技能実習を行わせる事業所ごとに、技能実習の実施に関する責任者 <u>(当該事業所に所属している必要はありません)</u> を選任しなければなりません。 技能実習責任者は、技能実習指導員、生活指導員等を監督する立場にあることから、新人職員 <u>等の業務経験が少ない者を</u> 技能実習責任者に選任することは認められません。
修正前
1) 技能実習責任者の選任 実習実施者は、技能実習を行わせる事業所ごとに、技能実習の実施に関する責任者を選任しなければなりません。 技能実習責任者は、技能実習指導員、生活指導員等を監督する立場にあることから、新人職員 <u>を名ばかりの</u> 技能実習責任者に選任することは認められません。

<本文 34 ページ目>

修正内容：労働者災害補償保険の暫定任意適用事業に該当する実習実施者に係る説明の誤りを修正しました（暫定任意事業でも労災保険に任意加入できます）。

修正後
4) 労災保険関係成立等の措置 実習実施者又は監理団体は、事業に関する労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出をしなければなりません。 <u>なお、労災保険制度において、暫定任意適用事業に該当する実習実施者（農林水産の事業の一部）については、労災保険に任意加入しない場合、技能実習を行わせるためには、この代替措置として民間の任意保険に加入する必要があります。</u>
修正前
4) 労災保険関係成立等の措置 実習実施者又は監理団体は、事業に関する労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出をしなければなりません。 <u>労災保険制度において、暫定任意適用事業とされている農林水産の事業の一部のものについては、労災保険の代替措置として民間の任意保険に加入しなければなりません。</u>

<本文 50 ページ目>

修正内容：実習実施者に違反がある場合は、指導を行って改善させるのが監理団体の責務です。単に違反があるから受入支援を断るかのような記載が誤解を招く表現であったため修正しました。

修正後
7) 問題のある実習実施者に対する技能実習生の受入支援の拒否 B 監理団体は、過去に 3 名以上の失踪者を発生させた実習実施者や、ヘルメットや安全帯等の安全衛生上必要な保護具を貸与できない等、 <u>監理団体として指導を行ってもなお、適切な技能実習を実施していない実習実施者</u> に対しては技能実習生の新規受入支援を断っている。
修正前
7) 問題のある実習実施者に対する技能実習生の受入支援の拒否 B 監理団体は、過去に 3 名以上の失踪者を発生させた実習実施者や、ヘルメットや安全帯等の安全衛生上必要な保護具を貸与できない等、適切な技能実習を実施していない実習実施者に対しては技能実習生の受入支援を断っている。

<本文 57 ページ目>

修正内容：監理団体の自主点検シートにおいて、業務の運営に係る規程の公表方法が令和 5 年 6 月の規則改正施行前の内容（事業所内への掲示）となっていたため改正後の内容に修正しました（本文 17 ページは 2024 年 4 月版で改訂済です）。

修正後	
4. 監理体制	
(1) 個人情報 を適正に管理している。	
(2) 許可証を事業所ごとに備え付けている。また、監理団体の業務の運営に係る規程を作成し、 <u>インターネット上で公表</u> している。	
修正後	
4. 監理体制	
(1) 個人情報 を適正に管理している。	
(2) 許可証を事業所ごとに備え付けている。また、監理団体の業務の運営に係る規程を作成し、 <u>監理団体の事業所内の、一般の人からも見える場所に掲示</u> している。	